

観光・文化検討部会における検討状況

1 観光・文化検討部会のこれまでの検討内容（まとめ）

■区民協議会からの意見（平成28年8月3日開催）

地域イベント等
の連携地域の大会
参加促進外国人旅行者
への対応バリアフリー
等の推進

上記を踏まえて

区からの情報提供

各団体の取組一覧等を用いた意見交換

過去の大会の文化
プログラム等

関係機関等の取組

地域の取組の
情報共有

多言語対応

ロンドン2012大会では大会ロゴの入った「インスパイアマーク」の活用により、さまざまな団体の大会への参画を促した

組織委員会や国の認証マークを活用した文化事業や大会気運醸成事業等が開始された

地域で実施する行事等の取組や、外国人旅行者のマナーに関する各団体の課題等を共有した

多言語対応に関するアンケートを実施するとともに、中央区多言語表記指針（案）を検討した

今後の取組に向けて

- 区内イベント等で組織委員会や国の認証マークの活用を図りながら、大会開催気運の醸成や本区の文化発信等に向けた取組を推進していく
- 各団体における多言語対応については、中央区の多言語表記指針を活用しながら表記の統一性を持って推進していく
- その他、旅行者のマナー向上、ソフト面のバリアフリー対応、Wi-Fi整備等、さまざまな取組についても地域や団体間の連携の可能性について検討を進めていく

2 多言語対応の検討について

■中央区多言語表記指針（案）の検討

- 区が所管するサインや刊行物のうち、外国人旅行者等の利便性の向上を図るため、多言語対応の必要があると判断するものを対象に、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」（H27.2 東京都 産業労働局）に則り、多言語化を図る
- 観光・文化検討部会構成員の意見を踏まえ、区としての多言語表記指針を策定し、区内各団体等の取組に役立ててもらう
- 本指針（案）を区民協議会へ報告し、了承を得て策定する（別紙参照）

■各団体等の多言語対応の取組に関するアンケートの実施（平成28年9月14日）

- ①中央区多言語対応指針（案）についての意見
- ②2020年に向けて各団体で実施、予定、想定している多言語対応の取組
- ③他団体等と協力・連携できそうな事項 等

主な回答

- ①日本語と英語の2言語を基本とすることには賛成。ピクトグラムの積極的な利用を促進してほしい
- ②HPの多言語対応を実施。学生による通訳ボランティアを予定。外国人旅行者向けにフリーWi-Fiの整備や音声等による自動翻訳機の活用が想定される
- ③催事を含めた文化発信やWi-Fi整備にかかる協力・連携 等

観光・文化検討部会の開催内容

- 平成28年3月28日（月） 平成27年度 第1回 観光・文化検討部会
役員の選任、各団体の観光・文化の取組に関するアンケートの実施 等
- 平成28年5月17日（火） 平成28年度 第1回 観光・文化検討部会
2012年ロンドン大会文化プログラムにかかる情報提供 等
- 平成28年6月29日（水） 平成28年度 第2回 観光・文化検討部会
区内行事一覧の作成 等
- 平成28年9月14日（水） 平成28年度 第3回 観光・文化検討部会
組織委員会の認証マーク制度概要の紹介、中央区多言語対応指針（案）の検討 等
- 平成29年2月 8日（水） 平成28年度 第4回 観光・文化検討部会
組織委員会、国の認証マーク制度開始の案内、来年度に行われる行事の情報共有 等

「中央区多言語表記指針」(案)

1 多言語表記の対象

・区が所管するサインや刊行物などのうち、外国人旅行者等の利便性の向上を図るため多言語表記の必要があると判断するもの。

2 多言語表記の基本的な考え方

・「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」(H27.2 東京都 産業労働局)に則り、サイン等の多言語化を図る。

※参考 URL <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/signs/>

- ・サイズや色彩、設置方法、維持管理については本指針では定めない。
- ・日本語・英語の2言語を基本とし、必要に応じてピクトグラムを活用する。ピクトグラムは「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針 資料編」を参照する。
- ・地域や施設の特性及び視認性を考慮し、必要に応じて、中国語・韓国語、さらにはその他の言語も含めて多言語化を図る。

3 表記方法

(1) 日本語の表記方法

	表記の基準	表記の例
①	原則として国文法、現代仮名遣いによる表記を行う。ただし、固有名詞においてはこの限りではない。	
②	正式名称の他に通称がある施設名は地域において統一した名称を使用する。	築地社教 →築地社会教育会館
③	表示面の繁雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で省略できる部分を省略する。	中央区立浜町公園 →浜町公園
④	アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いても良い。	東日本旅客鉄道(株) →JR 東日本
⑤	数字の表記は、原則として算用数字を用いる。ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りでない。また〇丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用する。	標識設置年月 2017年4月 八丁堀一丁目
⑥	地名、歴史上の人名等読みにくい漢字には、ふりがなを付記する等配慮する。	
⑦	紀年は西暦により表記する。必要に応じて日本年号も付記する。	2017年 2017年(平成29年)

（２）英語の表記方法

A. 一般的留意事項

- ・施設管理者等が既に英語を規定している場合は、施設管理者等の考え方を優先する。

※都内の主要観光スポット等については、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針 東京都版対訳表」を参照すること。

	表記の基準	表記の例
①	固有名詞は、原則としてローマ字による発音どおりに表記する。	銀座：Ginza
②	地名等について、「東、西、南、北、上、中、下、新」等の接頭語が固有名詞の前につく場合、次に続く固有名詞の間に「-（ハイフン）」を入れることができる。ただし、一体の固有名詞と考えられるものについては、「-（ハイフン）」で結ばない。	東日本橋：Higashi-Nihonbashi 新川：Shinkawa
③	外国由来の原語部分は、ローマ字ではなく、英語表記とする。	京華スクエア：Kyoka Square
④	普通名詞は、原則として英語訳を表記する。	郵便局：Post Office
⑤	日本文化を正しく理解するために日本語の読み方を伝えることが必要である場合は、発音どおりにローマ字表記し、後ろに英訳や英語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記する。ただし、日本語の読み方が既に広く認識されている場合は、英訳等を必要としない。 表音をローマ字表記する際は、必要に応じてイタリックで表記することができる。	祭り：Matsuri (Festival) 寿司：Sushi
⑥	普通名詞部分を含む固有名詞は、原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分は英語で表記する（普通名詞部分の頭文字も大文字とする）。	あかつき公園：Akatsuki Park
⑦	ローマ字表記は、別表に示すヘボン式ローマ字を用いる。	※別表参照

B. 施設名等の表記方法

	表記の基準	表記の例
①	原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分を英語で表記する（普通名詞部分の頭文字も大文字とする）。	中央区役所：Chuo City Office 中央警察署：Chuo Police Station 京橋消防署：Kyobashi Fire Station
②	橋りょうは、原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、「Bridge」をつけて表記する。	築地橋：Tsukiji Bridge
③	橋りょうについて、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離すことができない場合は、普通名詞部分を含めてローマ字で表記し、「Bridge」をつけて表記する。 (a)地名（住所、駅名等）と同じ名称のもの (b)慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離せないと判断できるもの	(a)日本橋：Nihonbashi Bridge (b)高橋：Takabashi Bridge
④	道路の名称の～通り、～街道、～道路等については、固有名詞の一部として扱い、ローマ字により発音どおりに表記する。 (a)「国道、都道、区道等（幹線道路や多車線道路等）」を「通称名+Ave.」 (b)「区道等（生活道路や単車線道路等）」を「通称名+St.」と表記する。	(a)鍛冶橋通り：Kajibashi-dori Ave. (b)並木通り：Namiki-dori St.
⑤	寺、神社等の名称の～寺、～神社、～神宮、～宮等については、固有名詞の一部として扱い、ローマ字表記の後に「Temple」「Shrine」を表記する。	水天宮：Suitengu Shrine
⑥	河川については、原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、「River」をつける。	隅田川：Sumida River 月島川：Tsukishima River
⑦	スペース・視認性の観点等から略語を用いることが適当と考えられる場合は、略語を用いることができる。	駅：Sta. 小学校：Elem.Sch. 中学校：J.H.Sch. 大学：Univ. 川：Riv. 橋：Brdg. ビル：Bldg.

ヘボン式ローマ字のつづり方

日本語音					ヘボン式ローマ字つづり				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や	ー	ゆ	ー	よ	ya	ー	yu	ー	yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	ー	ー	ー	ー	wa	ー	ー	ー	ー
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

備考

- (1) 長音：長音は母音字の上に「ー」（長音符号）をつけて表すことができる。なお、「^」「h」は基本的には用いない。長音が大文字の場合は母音字を並べることができる。
- (2) はねる音：はねる音「ン」はnで表す。なお、m、b、pの前ではmを用いることができる。
- (3) つまる音：つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表すが、次にchが続く場合にはcを重ねずにtを用いる。
- (4) 大文字：文の書きはじめ並びに固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書くこともできる。
- (5) ハイフン：はねる音を表すnと次にくる母音字又はyとを切り離す必要がある場合には、nの次に「-」（ハイフン）を入れる。意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞やoが重なる場合等は、その間に「-」（ハイフン）を入れることができる。
- (6) その他：特殊音の書き表し方は自由とする。